

南魚沼都市計画準防火地域の変更（南魚沼市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
準防火地域	約 113ha	1. 7haを解除する （浦佐天王町地区） 1. 2haを追加する （六日町駅前地区）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

南魚沼市では、平成16年及び17年の合併を契機に都市計画区域を再編し、その後、都市計画用途地域など地域地区等の見直しを進めているところである。

準防火地域については、六日町地区で昭和48年2月に、大和地区で昭和48年10月に、塩沢地区で昭和51年5月にそれぞれ当初決定を行い、密集市街地における防災性能の向上と火災の危険の防除を図っている。

今回、都市計画用途地域の見直しに際し、商業系用途地域（建ぺい率80%）から第1種住居地域（建ぺい率60%）に変更する地区は準防火地域の解除を、また準工業地域（建ぺい率60%）から商業地域（建ぺい率80%）に変更する地区は、新たに準防火地域を指定するものである。